

兵庫県立特別支援学校
阪神地域 5 校（芦屋・むこがわ・こやの里・阪神・阪神昆陽）
教育実習申込要項（令和 6 年度）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、兵庫県立特別支援学校阪神地域 5 校の教育実習申し込みに必要な事項を定めるものとする。

（教育実習の目的）

第 2 条 特別支援学校教諭の免許状を取得する者に対して、教育実習（以下実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識、技術、態度、心構えを修得することを目的とする。

（対象者）

第 3 条 大学、短期大学及び教育養成機関（以下、大学等）に在籍し、第 2 条の要件に合致する者のうち、以下の条件を満たし、校長が許可した者とする。

- （1）兵庫県の以下のいずれかに在住または帰省先を有する者
（芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、猪名川町、神戸市東灘区）
- （2）幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの免許（取得及び取得見込み）を有する者
- （3）兵庫県教員採用試験を受験するかつ特別支援学校等で勤務することを希望する者

（実施期間及び人数、選考、実習校の決定）

第 4 条 実習の時期及び人数、選考、実習校の決定は次のとおりとする。なお、申込み受付は 5 校取りまとめて第 7 条（1）に記載する学校が行う。

- （1）実習時期…各実習校にて決定
- （2）人数…5 校が受け入れ可能な 30 名程度
※実習の可否については、総合的な判断に基づき選考を行う。
- （3）実習校は選考時に決定し、受け入れ通知書にて知らせる。

（事前オリエンテーション）

第 5 条 実習の 2～3 週間前に各実習校で実施する。

（実習の内容）

第 6 条 実習の内容は概ね次のとおりとする。

- （1）特別支援学校の教育全般
- （2）児童生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究の実際、授業の実際
- （3）学校行事等への参加手伝い、環境整備等
- （4）その他、各実習校が教育実習中の体験として計画する内容
（申し込み及び手続）

第 7 条 実習の申し込み手続きは次のとおりとする。

尚、実習を希望する学生は各大学の実習担当者を経由して申し込むこと。

- （1）各大学は、実習希望者を取りまとめて、令和 5 年 4 月 10 日（月）から 4 月 20 日（木）までに、希望者が作成した「教育実習エントリーシート」（様式 1）及び「実習希望理由」（様式 2）に、大学の推薦書（任意様式）を添えて、兵庫県立芦屋特別支援学校へ提出（20 日（木）必着、レターパックを同封）する。

- (2) 総合的な判断による選考後、令和5年5月下旬以降に受け入れ対象者には各大学へ「実習受け入れ通知書」(様式3)を送付する。受け入れ実習校もこの時に通知する。
- (3) 各大学は受け入れ通知を受理した後、受け入れ実習校へ内諾(大学等の所定の様式で可)の手続きを行う。
- (4) 各大学は実習年度(令和6年)の4月に、正式依頼(大学等の所定の様式で可)により受け入れ実習校と実習承諾の手続きを行う。なお、その際「誓約書」(様式4)(本人と該当大学は必ず押印すること)も同送すること。
- (5) 各実習校は大学からの承諾依頼と誓約書が揃った者について承諾書を発行する。実習期日もこの時に正式決定する。
- (6) 実習生は、実習年度(令和6年度)にある各校の実習事前オリエンテーション時に健康診断書と麻疹・風疹の抗体有無についての証明書(いずれも検査結果のコピーまたは大学による証明でよい)を提出すること。
やむを得ず事前オリエンテーションに間に合わない場合は、実習開始までに提出すること。

※尚、実習受け入れが不許可になった段階で、エントリーシート(様式1)及び「実習希望理由」(様式2)は大学経由で返却する。

(注意事項)

- ・警報等で学校が休校になった場合は、その都度協議する。
- ・事情により内諾後に実習校が変更になる可能性もあることに留意すること。
- ・実習中の事故に備え、保険への加入の有無を確認しておくこと。
- ・実習生として相応しくない言動が見られた場合、学校長の判断で実習を中止する。

※要項に関する問い合わせ先：兵庫県立芦屋特別支援学校 教務部(Tel 0797-25-5311)

※この要項は令和5年4月1日より施行し、令和6年度実施の教育実習に適用する。